

福島県事業系紙ごみのリサイクル推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、福島県事業系紙ごみのリサイクル推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

県内に事業所を有する法人（国及び地方公共団体は除く）又は個人事業主をいう。ただし、古紙の回収又は再生を主たる事業として営んでいる者を除く。

(2) 事業系紙ごみ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、事業者から排出される再生可能な紙類をいう。

(3) 廃コピー用紙

廃機密文書及びシュレッダーくずを含む廃棄するコピー用紙をいう。

(4) リサイクル処理

廃コピー用紙の回収、溶解その他廃コピー用紙を再生するための処理をいう。

(5) 補助対象期間

本補助金の交付の決定を受けた日から当該補助事業の完了の日までの期間をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内の事業者から排出される紙ごみのリサイクルを推進し、もって循環型社会の形成を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 本補助金は、次に掲げる要件を満たす事業者に対し、予算の範囲内で交付する。

(1) 補助対象期間中のリサイクル処理量が1,000キログラム以上であること。

(2) リサイクル処理を行う業者から廃コピー用紙のリサイクル処理に係る証明を受けること。

(3) 廃コピー用紙のリサイクル処理に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

(4) 県税の未納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

2 知事は、必要に応じ、申請が前項の交付要件を満たしているか調査することができるものとする。

3 補助金の交付は、一の事業者に対して1年度につき1回を限度とする。

(補助の対象及び補助額)

第5条 本補助金は、知事が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）が、事業系紙ごみのリサイクル推進事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に交付するものとし、補助対象経費の内容及び補助率は別表第1に掲げるとおりとする。なお、補助事業は、これまで焼却処分していた廃コピー用紙をリサイクル処理する新規の事業又は取組を拡大する事業に限る。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、事業系紙ごみのリサイクル推進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する収支予算書は、添付を要しないものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、別表に規定する補助対象経費の20%以内の減額である場合をいう。

(変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、事業系紙ごみのリサイクル推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(申請を取下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、事業系紙ごみのリサイクル推進事業実績報告書（様式第3号）により、事業完了の日（事業の廃止について知事の承認を受けた場合には、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は本補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の支払)

第11条 本補助金の支払いは規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算払により行うものとする。

2 前項の規定により補助金の精算払を受けようとするときは、事業系紙ごみのリサイクル推進事業補助金交付請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象経費

補助事業	経費内容	補助率	補助限度額
事業系紙ごみのリサイクル 推進事業 ※リサイクル処理量が 1,000kg 未満の場合は補助 対象とならない。	補助事業を実施するた めに必要な経費	補助対象経費の 1/2	1 補助事業者 当たり 100千円

注 消費税及び地方消費税仕入控除税額は、補助対象経費とはならない。

年 月 日

福 島 県 知 事

申請者 住所

氏名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

年度事業系紙ごみのリサイクル推進事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業系紙ごみのリサイクル推進事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円
（補助事業に要する経費 円）

2 補助事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 補助事業の内容

別紙1のとおり

5 関係書類

- （1）これまで焼却処分していた廃コピー用紙をリサイクル処理する新規の事業又は取組を拡大する事業であることが分かる資料
- （2）廃コピー用紙のリサイクル処理に係る経費が分かる見積書の写し
- （3）補助金申請額計算書（別紙2）
- （4）その他知事が必要と認める書類

4 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

別紙1（様式第1号）

補助事業の内容

1 廃コピー用紙の発生場所

事業所名：

住 所：

2 リサイクル処理の概要

(1) リサイクル処理業者

名称：

住所：

(2) 処理方法（例：溶解処理、裁断処理等）

(3) 廃コピー用紙の見入りサイクル処理量

補助対象期間中 約 k g

内訳は別紙2のとおり

要件確認欄（※該当する項目に☑してください。）

- 県内に事業所を有する法人（国及び地方公共団体は除く）又は個人事業主で、古紙の回収又は再生を主たる事業として営んでいない。
- 補助対象期間中の見入りサイクル処理量が、1,000kg 以上である。
なお、補助対象期間中のリサイクル処理量が、1,000kg 未満の場合は補助対象とならない。
- リサイクル処理業者からリサイクル処理に係る証明を受ける。
- 廃コピー用紙のリサイクル処理に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けない。
- 県税の未納がないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

別紙2（様式第1号）

補助金申請額計算書

1 廃コピー用紙の見入りサイクル処理量等

	排出事業所名	見入りサイクル処理量 (kg)	リサイクル処理業者への引渡予定月	リサイクル処理業者の氏名又は名称	リサイクル処理方法 (例：溶解処理等)	見入りサイクル処理経費 (円)
1			年 月			
2			年 月			
3			年 月			
4			年 月			
5			年 月			
6			年 月			
7			年 月			
合計	—	*	—	—	—	A

2 補助金申請額

見入りサイクル処理経費 ^A (円) (消費税及び地方消費税仕入控除税額は含めない。)

※ 見入りサイクル処理量の合計が 1,000kg 以上であること。

福 島 県 知 事

申請者 住所

氏名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

年度事業系紙ごみのリサイクル推進事業
変更（中止・廃止）承認申請書

下記により 年度事業系紙ごみのリサイクル推進事業を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

年 月 日付け 福島県指令 第 号

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容等

変更（中止・廃止）の内容	補助事業に及ぼす影響

注1 変更（中止・廃止）の理由及び内容等は、変更点ごとにできる限り詳細に記入すること。

2 変更の場合は、様式第1号の別紙を用い、変更前及び変更後の内容を記載し、添付すること。

3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

福 島 県 知 事

申請者 住所

氏名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

年度事業系紙ごみのリサイクル推進事業実績報告書

年度において、下記のとおり事業系紙ごみのリサイクル推進事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて、その実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業実施期間
年 月 日から 年 月 日まで

3 廃コピー用紙のリサイクル処理合計量
k g

4 補助対象経費 金 円

5 添付資料

（1）廃コピー用紙のリサイクル処理に係る領収書の写し

（2）廃コピー用紙のリサイクル処理に係る証明書の写し

※リサイクル処理業者から証明書の発行がない場合は、別紙3により証明の発行を依頼し、提出してください。

（3）補助金額計算書（別紙4）

（4）その他知事が必要と認める書類

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

年 月 日

(宛先)

様

住所

氏名

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

廃コピー用紙のリサイクル処理に係る証明について

貴社から委託を受けた廃コピー用紙について、以下の通りリサイクル処理を完了したことを証明します。

1 廃コピー用紙のリサイクル処理合計量

年 月 日から 年 月 日までのリサイクル処理量
k g

2 内訳

	排出事業所名	リサイクル処理量 (kg)	廃コピー用紙 引受日	リサイクル処理方法 (例：溶解処理等)
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	
6			年 月 日	
7			年 月 日	
合計	—		—	—

別紙4 (様式第3号)

補助金額計算書

1 廃コピー用紙のリサイクル処理量等

	排出事業所名	リサイクル 処理量 (kg)	リサイクル処理業者 への引渡日	リサイクル処理業者 の氏名又は名称	リサイクル処理方法 (例：溶解処理等)	リサイクル処理 経費 (円)
1			年 月 日			
2			年 月 日			
3			年 月 日			
4			年 月 日			
5			年 月 日			
6			年 月 日			
7			年 月 日			
合計	—	※	—	—	—	A

2 補助金額

リサイクル処理経費 ^A (円) (消費税及び地方消費税仕入控除税額は含めない。)

※ リサイクル処理量の合計が 1,000kg 以上であること。
 なお、リサイクル処理量の合計が 1,000kg 未満の場合は補助対象とならない。

福 島 県 知 事

申請者 住所

氏名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

年度事業系紙ごみのリサイクル推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあつた事業系紙
ごみのリサイクル推進事業補助金について、金 円の交付を請求し
ます。

記

- | | | | |
|---|------------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 振込先 | | |
| | （1）金融機関・支店名 | | |
| | （2）口座種別（普通・当座の別） | | |
| | （3）口座番号 | | |
| | （4）口座名義人 | | |

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。